

# 審 議 事 項

## 堺市指定文化財指定候補調書（案 1）

種別 古文書  
 名称 芝辻理右衛門家文書（しばつじりえもんけもんじょ）  
 員数 計 107 点（別紙 1「芝辻理右衛門家文書目録」参照）  
 所在の場所 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁 堺市博物館  
 所有者の氏名（名称）及び住所

堺市（文化観光局歴史遺産活用部博物館学芸課）  
 堺市堺区百舌鳥夕雲町 2 丁

時代 江戸時代～明治時代（17 世紀前半～19 世紀末）

## 解説

芝辻理右衛門家文書は、堺において五鍛冶（註 1）の地位にあり、鉄炮鍛冶仲間の鉄炮年寄を務めた芝辻理右衛門家（以下「同家」）に伝来した資料群である。平成 20 年（2008）に堺市博物館が購入し、現在に至る。

同家の由緒によれば、初代に当たる助延は、大坂の陣では鉄炮の修理、鉄炮の玉の製造及び供給によって徳川方に貢献し、堺の鉄炮が大坂方に渡るのを機転によって回避したことで知られる。

助延は、堺奉行を勤めた徳川家康の家臣・成瀬正成（註 2）のとりなしによって、幕府の御用を務めるようになったとされる。慶長 16 年（1611）には徳川家康の命令により、砲丸重量 1 貫 500 目の製品、いわゆる「芝辻砲」を完成させた。この「芝辻砲」は現在、靖国神社遊就館に所蔵されている。

助延は大坂の陣に際しても徳川方に協力し、元和元年（1615）には堺北郷高須の土地を賜り、元和 5 年（1619）に高須稻荷（現高須神社）を勧請してその社地とした。さらに、堺鉄炮鍛冶の指導的立場である「五鍛冶」の一人として、堺鉄炮鍛冶集団の中心的地位に就いた。

上記のような内容を持つ芝辻理右衛門家文書は、計 107 点の文書から構成され、その内容面から、別紙 2「芝辻理右衛門家文書詳細」に記しているように、徳川政権下における、同家の鉄炮年寄としての正当性が記された「①芝辻理右衛門家の歴史・由緒などに関する文書」（写真 1 など）、砲術家の稲富宮内少輔と堺の有力な鉄炮鍛冶たちとの間で交わされた「②江戸時代初期の堺鉄炮鍛冶への鉄炮発注に関する文書」（写真 2 など）、鉄炮年寄が幕府へ差し出した願書や仲間内での相論に関する「③鉄炮鍛冶仲間に関する文書」（写真 3 など）、芝辻理右衛門に与えられた高須稻荷を巡る公事や、芝辻家の仏事に関する「④芝辻理右衛門家の宗教面に関する文書」（写真 4 など）、芝辻砲の実寸大図面である「日本鉄炮御由緒大筒絵図」などの「⑤絵図類」（写真 5・写真 6）、明治以降の同家の動向をたどることができる「⑥近代関係資料」（写真 7・写真 8 など）6 種類に大別することができる。（写真 1～4・7・8 の翻刻については、別紙 3「芝辻理右衛門家文書掲載写真翻刻」を参照）

このうち「①芝辻理右衛門家の歴史・由緒などに関する文書」及び「③鉄炮鍛冶仲間に関する文書」は、堺で活躍した「五鍛冶」と呼ばれる有力な鉄炮鍛冶の様子や、その統括下にある鉄炮鍛冶仲間のありようを知ることができ、近世界における鉄炮鍛冶の実態を知る上で重要な資料である。

「②江戸時代初期の堺鉄炮鍛冶への鉄炮発注に関する文書」、「④芝辻理右衛門家の宗教面に関する文書」及び「⑤絵図類」といった文書や絵図は、「五鍛冶」と稲富流砲術家や幕府との関係性、「五鍛冶」が幕府から受理した鉄炮の注文内容、実際に製造された鉄炮の様子など、近世界における鉄炮産業の状況を知る上で重要な資料である。

加えて「⑥近代関係資料」からは、近世に「五鍛冶」として活躍した芝辻理右衛門家と堺県との関わ

りなどを知ることができ、近代堺の歴史を知る上で重要な資料である。

以上のように、芝辻理右衛門家文書は、堺で活動をしていた鉄炮鍛冶たちの内、上層部に位置する「五鍛冶」の家の由緒や、徳川幕府関係者との具体的な鉄砲の注文に関するやりとりなどについて知ることができる資料である。

また、「五鍛冶」以外の鉄炮鍛冶である「平鍛冶」とのやりとりを示す書簡や、鉄砲の銃床を作る台師や、からくりなどを作る金具師などとの鉄砲製造に関わる具体的なやりとりを示す資料は残されていないという点も特徴である。これは、芝辻理右衛門家が、家の由緒や徳川幕府関係者とのやりとりなどの、家の正当性を示す文書を意図的に残した結果であると考えられる。

資料の残存状況において以上のような特徴を持ちつつも、本文書と同程度の質・量を持つ堺の「五鍛冶」関係の資料は現時点では見当たらず、この点で重要な資料であると言える。

また、絵図という形ではあるものの、「五鍛冶」という地位にある鉄炮鍛冶が制作した大筒の様子を確認できることも重要な点であると言える。

以上の理由から、芝辻理右衛門家文書は歴史上重要であると認められるので、堺市指定有形文化財に指定し、保存継承を図ろうとするものである。

#### 註 1

「五鍛冶」とは、大坂夏の陣の際に徳川方に味方した堺の鉄炮鍛冶たちのことである。芝辻理右衛門家のほか、芝辻長左衛門家、榎並屋勘左衛門家、榎並屋九兵衛家、榎並屋勘七家が含まれる。

#### 註 2

成瀬正成の堺奉行就任期間は慶長 5 年（1600）から慶長 12 年（1607）までである。

#### [参考文献]

- ・堺市役所『堺市史』第 6 巻、昭和 5 年（1930）
- ・堺市役所『堺市史続編』第 5 巻、昭和 49 年（1974）
- ・堺市博物館『堺鉄砲－その源流と背景をさぐる－』、平成 2 年（1990）
- ・矢内一磨「収蔵資料報告 本館蔵『堺鉄砲鍛冶芝辻理右衛門家文書』」（『堺市博物館研究報告』第 32 号、平成 25 年〔2013〕所収）
- ・渋谷一成「芝辻理右衛門家と鉄砲鍛冶仲間」（堺市・関西大学なにわ大阪研究センター編集・発行『堺鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家資料調査報告書－蔵のとびらを開いてみれば－』、平成 31 年〔2019〕所収）
- ・大阪歴史学会編『ヒストリア』第 288 号、令和 4 年（2021）

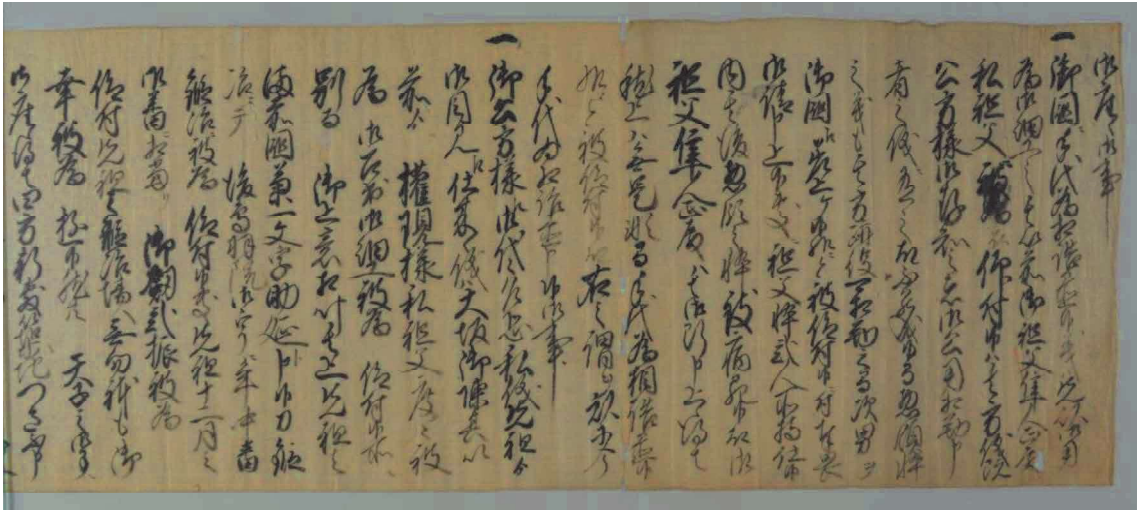


写真1「芝辻理右衛門口上」(部分)

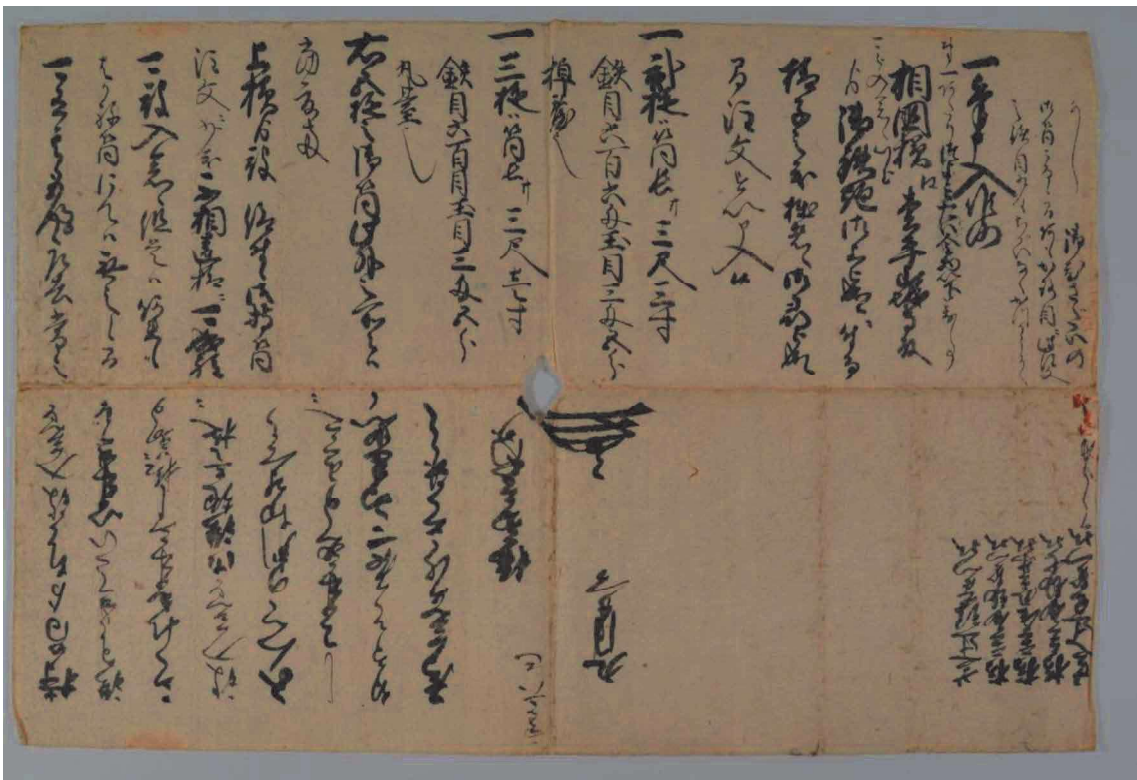


写真2「巳年九月廿一日 稻富宮内少輔書状」

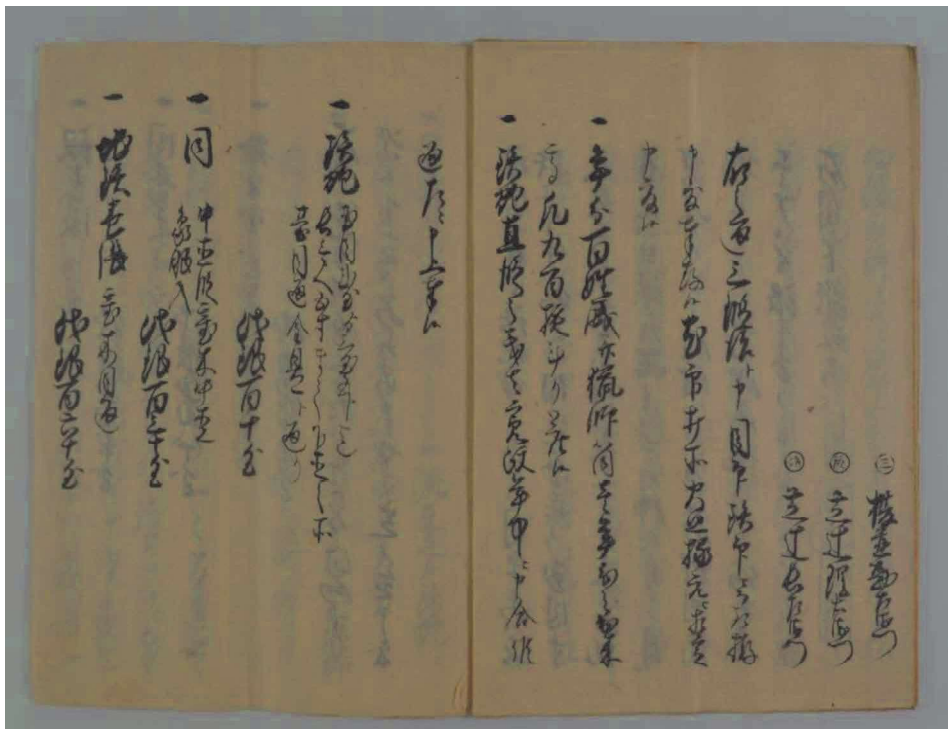


写真3「御番所江差出候願書之覚」(部分)

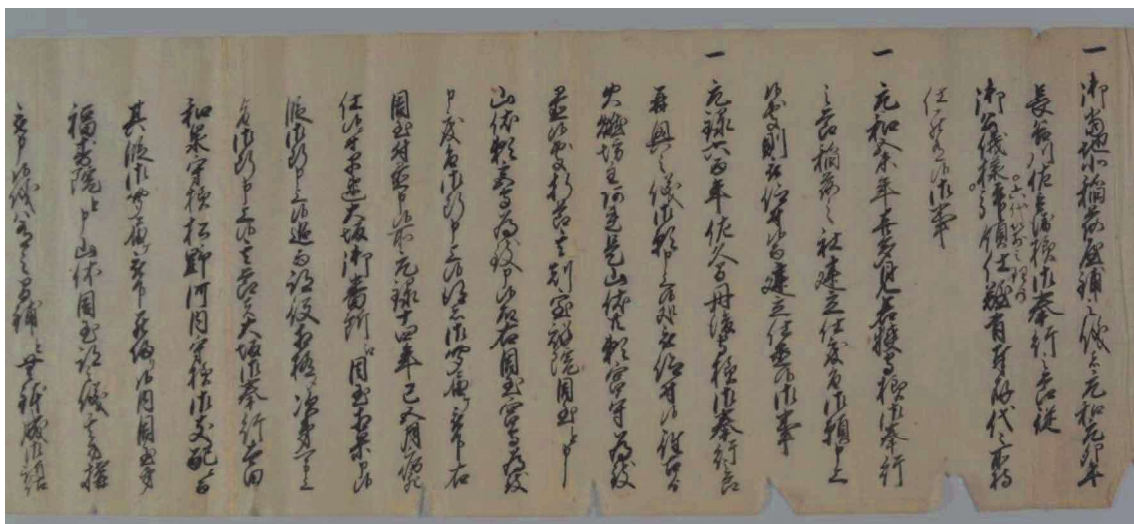


写真4「北稻荷社屋敷二付芝辻理右衛門願書」(部分)

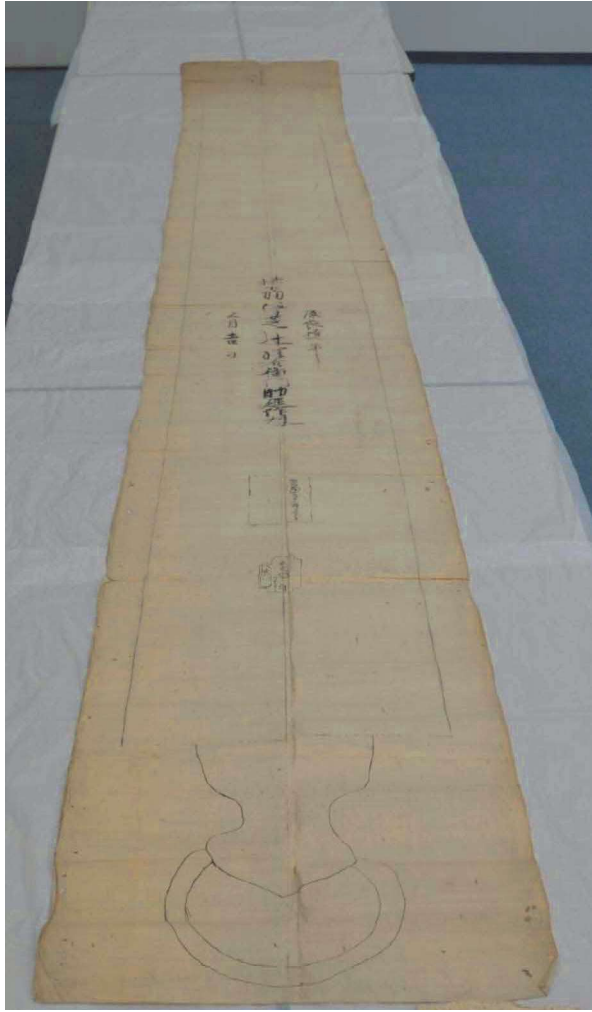


写真 5「日本鉄炮御由緒大筒絵図」

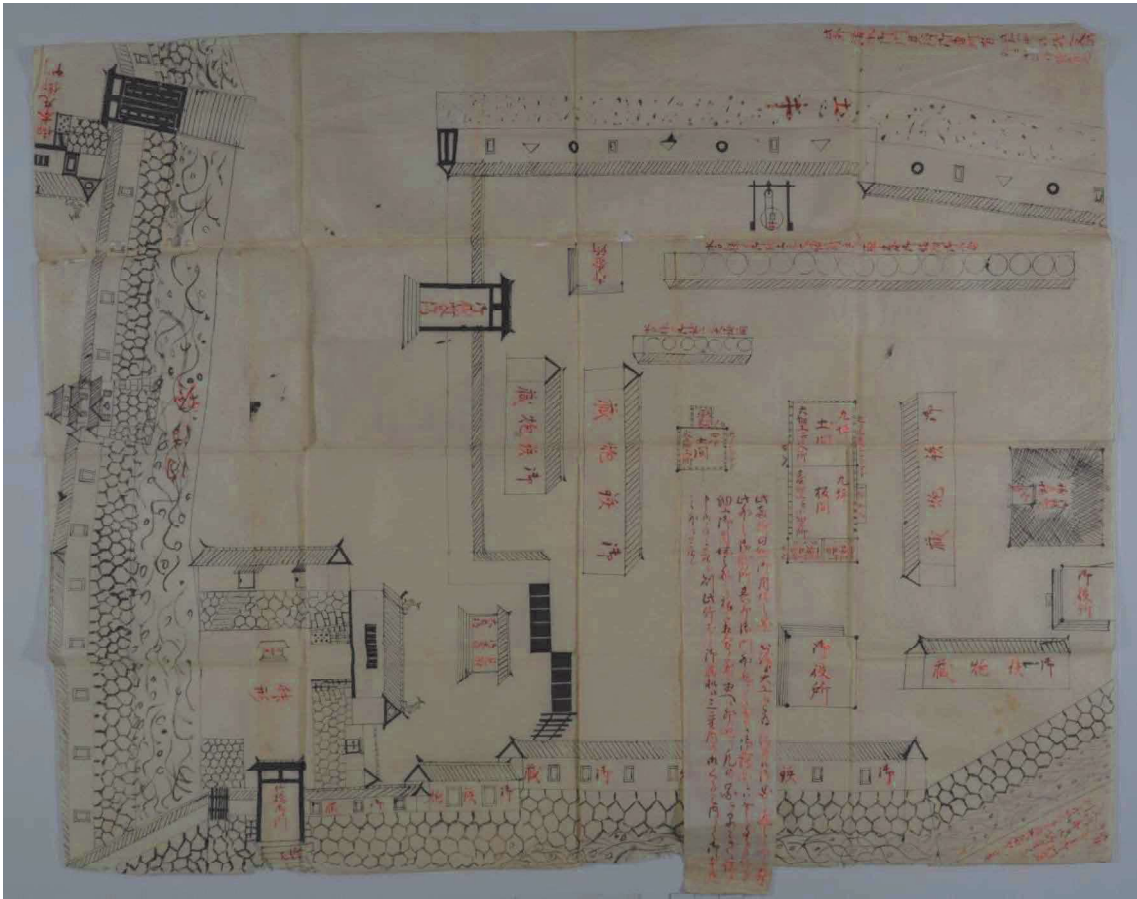


写真6「千代田城之図」

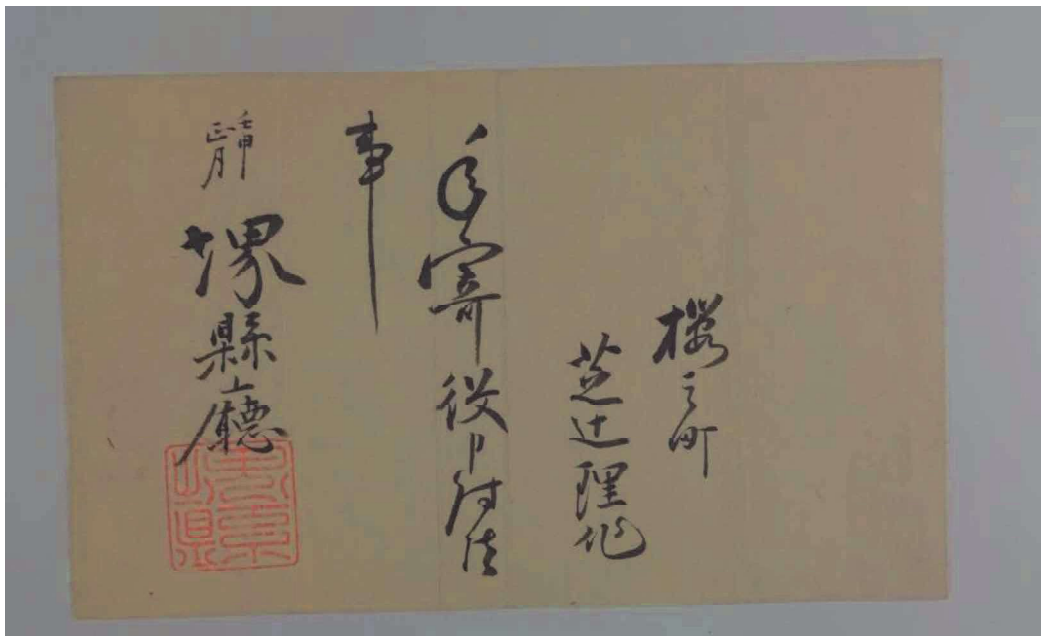


写真7「塚県庁達」

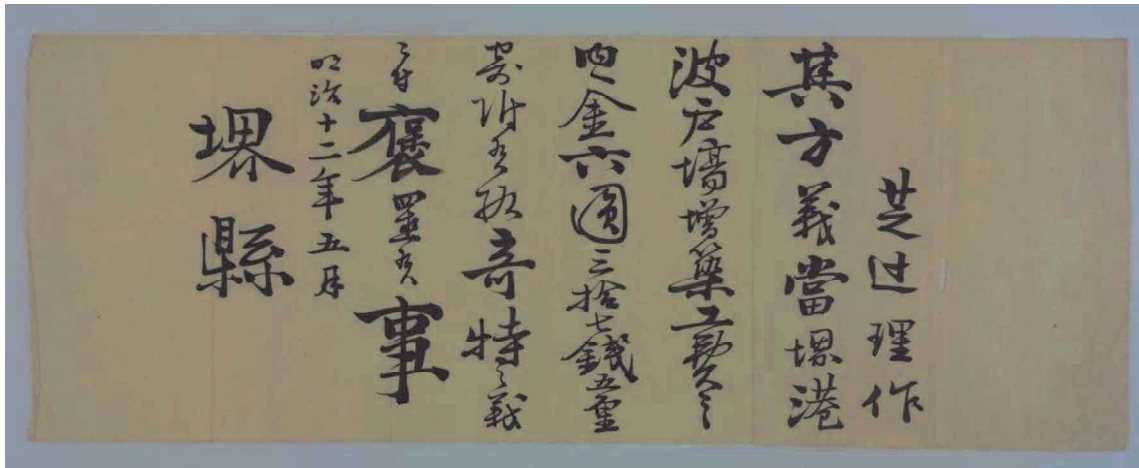


写真8「堺港波止場増築金寄附に付堺県褒賞状」



【別紙1 芝辻理右衛門家文書目録】

番号	年代	文書名	形態	頁数	法量 (cm)
1	延宝7年 (1679) 7月	芝辻理右衛門口上	竪紙	1通	23.5×161.0
2	天和4年 (1684) 2月	芝辻理右衛門由緒書上	竪紙	1通	28.7×179.6
3	巳 (元禄14・1701) 年正月	自元和九年延宝六年御物御鉄炮書上覚	竪紙	1通	28.0×120.0
4	正徳6年 (1716) 3月	芝辻理右衛門口上書	竪紙	1通	23.3×109.8
5	正徳6年 (1716) 6月	尾州逗留中何角留帳	横帳	1冊	12.0×34.0
6	享保3年 (1718) 2月2日	建家出入下済につき口上	竪紙	1通	29.0×49.0
7	享保4年 (1719) 7月	芝辻理右衛門由緒覚	竪紙	1通	23.0×209.0
8	享保8年 (1723) 6月18日	稻荷大明神正遷宮に付断書	竪紙	1通	24.0×61.5
9	延享2年 (1745) 12月7日	北稻荷社屋敷に付芝辻理右衛門願書	竪紙	1通	23.5×183.0
10	延享2年 (1745) 12月23日	稻荷社一件裁許請書	竪紙	1通	28.0×163.0
11	宝暦6年 (1756) 7月27日	鉄炮献上覚	竪紙	1通	24.5×116.6
12	明和元年 (1764) 6月	願書留	竪帳	1冊	24.5×17.0
13	明和7年 (1770) 正月吉日	御切米払金帳	竪帳	1冊	24.0×17.0
14	安永元年 (1772) 12月	鉄炮改年寄血判起請文前書	竪紙	1通	24.7×80.0
15	安永9年 (1780) 8月	大坂城内鉄炮修復関係文書控	竪紙	1通	25.0×156.7
16	安永9年 (1780) 8月	大坂城内鉄炮修復関係文書控	竪紙	1通	26.0×180.0
17	天明元年 (1781) 10月	扶持方切米覚	竪紙	1通	24.9×34.7
18	寛政4年 (1792) 正月	鉄炮細工届	竪紙	1通	24.5×101.5
19	寛政7年 (1795)	遺書書置	竪紙	1通	18.0×59.0
20	享和元年 (1801) 10月	芝辻理右衛門願書	竪紙	1通	31.7×62.7
21	文化10年 (1813) 9月11日	榎並屋佐兵衛鉄炮鍛冶株譲り一札	竪紙	1通	28.0×34.0
22	文政3年 (1820) 10月3日	御番所江差出願書之覚え	竪帳	1冊	17.3×24.5
23	文政4年 (1821) 12月5日	榎並屋佐兵衛詫一札	竪紙	1通	28.0×110.5
24	文政12年 (1827) 11月15日	芝辻長左衛門一札	竪紙	1通	27.6×92.0
25	文政13年 (1830) 1月	鉄炮鍛冶仲間一札	竪紙	1通	27.7×92.0
26	文政13年 (1830) 8月	榎並屋寅吉・同佐兵衛一札	竪紙	1通	28.0×44.5
27	天保14年 (1843) 10月	榎並屋寅吉差入一札	竪紙	1通	28.3×69.0
28	天保15年 (1844) 正月	榎並屋勘左衛門・芝辻理右衛門・同長左衛門御願書	竪帳	1冊	28.0×21.5
29	弘化4年 (1847) 11月	松本宇左衛門御詫に付一札	竪紙	1通	28.2×41.7
30	弘化4年 (1847) 11月	鉄炮鍛冶中惣代一札	竪紙	1通	28.3×33.8
31	嘉永3年(1850)12月1日	榎並屋左兵衛差入一札	竪紙	1通	28.0×134.3
32	安政4年 (1857) 5月	年回法事しらべ帳	横帳	1冊	12.5×35.0
33	安政6年 (1859) 7月24日	芝辻理右衛門口上	竪紙	1通	25.1×34.0
34	安政6年 (1859) 10月	榎並屋佐兵衛一札	竪紙	1通	28.3×30.5
35	文久2年 (1862) 9月	御鉄炮御修復仕様積帳	竪帳	1冊	24.0×16.1
36	文久2年 (1862) 10月	山田五兵衛詫一札	竪紙	1通	28.7×46.3
37	明治5年(1872)正月	堺県庁達	切紙	1通	19.6×31.6
38	明治5年(1872)正月	堺県庁達	切紙	1通	20.0×30.5
39	明治6年(1873)6月	知恩院大教正依頼状	切紙	1通	22.5×29.0
40	明治8年(1875)	浄土宗中教院申渡状	切紙	1通	20.0×26.5
41	明治12年(1879)5月	堺港波止場増築金寄附に付堺県褒賞状	切紙	1通	18.3×48.0
42	明治27年(1894)6月1日	第十世玄道翁死去に付諸記録	罫紙	1通	19.5×27.0
43	寅年4月	由緒書	竪帳	1冊	25.2×17.5
44	寅年8月6日	安藤帯刀五鍛冶江鉄炮覚	折紙	1通	36.0×53.0
45	卯年5月6日	成瀬隼人書状	卷子	1通	17.0×51.0
46	卯年5月6日	成瀬隼人正書状	卷子	1通	17.5×47.3
47	卯年極月1日	成瀬隼人書状	卷子	1通	17.0×51.2
48	辰年極月15日	稻富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	34.8×52.2
49	巳年4月14日	堺柳之町大浜成瀬隼人屋敷預由緒覚書	竪紙	1通	27.6×42.0
50	巳年8月11日	芝辻理右衛門稻荷社所持由緒書上	竪紙	1通	24.0×139.0
51	巳年9月21日	稻富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.1×51.8
52	巳年4月	成瀬隼人屋敷由緒覚	竪紙	1通	24.0×33.3
53	午年2月12日	稻富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	34.8×52.4
54	午年6月13日	芝辻理右衛門口上書	竪紙	1通	28.0×186.5

55	年末詳正月11日	高浦可蔵書状	切紙	1通	16.3×68.2
56	年末詳2月6日	稲富喜太夫書状	切紙	1通	16.0×44.3
57	年末詳2月6日	板倉重宗書状	折紙	1通	36.1×52.1
58	年末詳2月9日	安江頼母ほか書状	豎紙	1通	24.2×58.0
59	年末詳2月11日	河内勘介書状	折紙	1通	34.0×47.0
60	年末詳2月15日	稻荷社一件留書	豎紙	1通	23.5×413.0
61	年末詳2月15日	野村藤三郎書状	折紙	1通	36.6×54.0
62	年末詳2月21日	海部七兵衛・四宮元右衛門連署書状	豎紙	1通	21.3×40.5
63	年末詳2月25日	北五郎左衛門書状	折紙	1通	36.7×51.2
64	年末詳3月朔日	板倉重宗書状	切紙	1通	17.5×46.5
65	年末詳3月2日	丹羽佐次右衛門書状	折紙	1通	32.5×45.0
66	年末詳3月11日	芝辻伝左衛門書状	切紙	1通	15.3×120.5
67	年末詳3月23日	浅田丈右衛門・三宅半左衛門連署書状	切紙	1通	16.5×42.1
68	年末詳3月24日	米津清右衛門書状	折紙	1通	34.8×51.2
69	年末詳閏4月7日	五郎左衛門書状	折紙	1通	35.6×51.7
70	年末詳5月6日	荒木庄右衛門・山本半右衛門連署書状	切紙	1通	16.7×31.5
71	年末詳5月22日	脇藤五郎・高浦可蔵連署書状	切紙	1通	14.3×112.2
72	年末詳6月2日	西川専右衛門訴状	豎帳	1冊	24.2×17.3
73	年末詳6月3日	脇藤五郎・高浦可蔵連署書状	切紙	1通	14.5×65.3
74	年末詳6月5日	宝祥院・福寿院口上	豎紙	1通	24.3×52.1
75	年末詳6月6日	成瀬・米津連署書状	折紙	1通	34.8×50.4
76	年末詳6月7日	林清兵衛書状	折紙	1通	32.0×49.0
77	年末詳6月11日	稻荷宝祥院福寿院口上	豎紙	1通	24.0×34.0
78	年末詳6月21日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.8×53.3
79	年末詳6月24日	成瀬・米津連署書状	折紙	1通	34.8×51.4
80	年末詳6月28日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.0×51.6
81	年末詳6月29日	水野河内守書状	折紙	1通	37.0×52.0
82	年末詳7月2日	竹腰山城守書状	折紙	1通	36.3×50.0
83	年末詳7月8日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	34.6×52.1
84	年末詳7月17日	瀧川元成書状	折紙	1通	32.9×45.5
85	年末詳7月22日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.2×52.0
86	年末詳8月朔日	某書状	折紙	1通	30.5×45.5
87	年末詳8月11日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.1×52.3
88	年末詳8月13日	海部定右衛門等四人連署呼出状	豎紙	1通	24.5×55.2
89	年末詳8月27日	下庄庄右衛門書状	豎紙	1通	25.0×22.5
90	年末詳9月22日	田中長兵衛書状	切紙	1通	15.0×52.5
91	年末詳10月6日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.4×52.8
92	年末詳10月14日	成瀬半太夫達	切紙	1通	23.5×55.0
93	年末詳霜月5日	成瀬隼人正書状	折紙	1通	32.8×48.3
94	年末詳11月19日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.2×52.3
95	年末詳11月22日	稲富宮内少輔直賢書状	折紙	1通	35.1×52.1
96	年末詳極月17日	天野伝右衛門・大久保将監連署書状	折紙	1通	36.5×54.3
97	年末詳12月19日	深井三左衛門書状	折紙	1通	32.2×45.3
98	年末詳12月26日	左京大夫義隆書状	卷子	1通	27.0×34.3
99	年月日未詳	北稻荷社所持由緒書	豎紙	1通	23.5×119.0
100	年月日未詳	稲富書状	折紙	1通	35.0×52.5
101	年月日未詳	由緒書	豎帳	1冊	24.0×17.5
102	年月日未詳	芝辻理右衛門三代事績書	切紙	1通	15.2×39.4
103	年月日未詳	講銀仕法書	豎帳	1冊	25.2×17.3
104	年月日未詳	由緒書	卷子	1通	16.5×241.0
105	年月日未詳	由緒書	卷子	1通	16.5×148.0
106	年月日未詳	日本鉄炮御由緒大筒絵図(慶長16年3月吉日)	絵図	1舗	51.0×320.0
107	年月日未詳	千代田城之図	絵図	1舗	55.3×66.5

## 【別紙2 芝辻理右衛門家文書詳細】

### ①芝辻理右衛門家の歴史・由緒等に関する文書

延宝7年（1679）1月に作成された「芝辻理右衛門口上」（堺市指定文化財指定候補調書写真1）に代表されるような、由緒書や公儀宛ての口上書のうち、家の由緒に触れたものが含まれる。これらの文書群においては、主として理右衛門家の初代である助延の功績について述べられている。内容としては、徳川家康の家臣である成瀬正成の取りなしによって幕府の御用を務めるようになったことや、徳川家康に対して多種かつ大量の鉄炮を提供したこと、大坂の陣の際に大坂方に鉄炮を渡さなかったことなどが述べられている。正に徳川政権下における、芝辻理右衛門家の鉄炮年寄としての正当性の根幹を占める内容が記されているという点で重要な資料である。

### ②江戸時代初期の堺鉄炮鍛冶への鉄炮発注に関する文書

江戸初期の幕臣らの手紙や、砲術家の稲富宮内少輔による鉄炮制作に関する指示の手紙が含まれる。これらの手紙のほとんどは、理右衛門のみに宛てられたものではなく、「五鍛冶」と呼ばれる堺の鉄炮鍛冶の有力者5人に連名で宛てられたものであることが注目される。特に稲富宮内少輔からの手紙は多く年紀を欠いているものの、「巳年九月廿一日 稲富宮内少輔書状」（堺市指定文化財指定候補調書写真2）のように、製造する鉄炮の長さや玉目などについての指示が「五鍛冶」たちに出されている様子をうかがうことができる。砲術家と堺の有力な鉄炮鍛冶たちとの間で、鉄炮の注文に関してどのようなやりとりが行われているのかがわかるという点で重要な資料である。

### ③鉄炮鍛冶仲間に関する文書

鉄炮年寄が幕府へ差し出した願書や鉄炮鍛冶仲間内での相論に関する文書が含まれる。この中には、安価に鉄炮が製造され堺産として流通することを防ぐために「極印」を製造した鉄炮ごとに打つことを鉄炮年寄が願い、それに対して他の鉄炮鍛冶たち（平鍛冶）が反対した経緯が記されている、文政3年（1820）10月3日付の「御番所江差出候願書之覚」（堺市指定文化財指定候補調書写真3）などの重要な資料が含まれる。

### ④芝辻理右衛門家の宗教面に関する文書

芝辻理右衛門に与えられたとされる高須稲荷を巡る公事に関わる文書や、芝辻家の仏事に関する文書が含まれている。特に延享2年（1745）12月7日付の「北稲荷社屋敷に付芝辻理右衛門願書」（堺市指定文化財指定候補調書写真4）に代表されるような高須稲荷を巡って芝辻理右衛門と高須稲荷の宮守をしていた山伏との間で交わされた相論に関わる文書は、芝辻理右衛門家が元和元年（1615）に高須稲荷を幕府から拝領した経緯や、その後に宮守として代々どのような山伏が置かれてきたのかなどについて詳細な説明がされており、同家による高須稲荷の管理のあり方について知ることのできる重要な資料である。

#### ⑤絵図類

芝辻砲の図面である「日本鉄炮御由緒大筒絵図」（堺市指定文化財指定候補調書写真 5）と江戸城鉄炮蔵の図面である「千代田城之図」（堺市指定文化財指定候補調書写真 6）が残されている。「日本鉄炮御由緒大筒絵図」には中央部に「慶長拾六年 摂州住芝辻理右衛門助延作判 三月吉日」と墨書されている。これは、初代助延が制作したものであり、助延の功績を伝える重要な資料である。

#### ⑥近代関係資料

明治 5 年（1872）年に当時の当主である芝辻理作が堺県庁から年寄役を申し付けられたことが記されている「堺県庁達」（堺市指定文化財指定候補調書写真 7）や、堺港の波止場を増築する際に「六円三拾七銭五厘」を寄付したことに対する褒賞状である「堺港波止場増築金寄附に付堺県褒賞状」（堺市指定文化財指定候補調書写真 8）などが含まれる。近世に活躍した同家の動向を明治以降もたどることができるという点で重要な資料である。

【別紙3 芝辻理右衛門家文書掲載写真翻刻】

- 写真1・3・4の傍線部は掲載写真部分  
○写真2・7・8は全文を掲載している

写真1「芝辻理右衛門口上」

(前欠)

御座候御事

一御国ニ手代為相詰置候義ハ、先以御用為御細工之、其以前御祖父隼人正殿私祖父ニ被仰付候ハ、其方儀既公方様御存知之者御公用相勤申者之儀ニ有之故、不罷成候間、惣領忤之義も其方跡役可相勤之間、次男ヲ御国江差上ケ候様ニと被仰付候ニ付、奉畏御請申上候處ニ祖父忤人取持仕候内、其後惣領之忤致病死候故、御祖父隼人正殿ハ其御断申上候得者、然上ハ無是非間、手代為相詰置候様ニと被仰付候故、右之謂ヲ以尔今手代為相詰置申候御事

一御公方様江御代々乍恐私儀先祖方御目見江仕

来之儀ハ、大坂御陳其以前方 権現様私祖父

度々被為 御召出、御細工被為 仰付候所ニ別

而 御上意相叶、其上先祖之備前国菊一文字助

延卜申候刀鍛冶ニテ 後鳥羽院御宇二年中番

鍛冶ニ被為 仰付候處、先祖十二月之御番ニ相

当リ御劔式振被為仰付先祖之鍛冶場へ無勿体

も御幸被為 遊候、然共 天子之御子ニ御座候

得者、四方新敷築地つき不申候ねハ、不被為成

御幸候由、築地つき申候得者、甚寒氣之時分像

ニ拵申候茂、早速調不申候ニ付、無是非才覚を

以、芝ヲたたみ築地ニつき申候、然所後鳥羽院

被為成御幸、先以築地之作意ヲ御褒美、其上ニ

テ鍛冶場江御入成被為 遊、御劔奉作候を御覽

被為 遊候前ニ先祖仕合能御劔無頼ニ出来仕

候故、弥甚以御詠覽ニ相叶、則其時分為御褒美

築地之作意ニテ、則芝築地と名字ニ被為 下、

難有頂戴仕、自然共人々芝築地と言フシ不申、

芝辻卜申候、先祖細工之類ヲ以、上々様方之御

前へも被為召出候所、上々様方ニも芝辻と被為

御召遊候故、中比方おのつからニ芝辻卜罷成申

候、私四代以前之曾祖父於和国ニ鉄炮張物之根

本ニて御座候、其上祖父代ニ本口壹尺三寸末口壹尺壹寸、長サ壹丈、玉目壹貫五百目ノ大筒権現様御上意を以、張立差上ケ申候、其時代御上意ニ而異国方渡り献銅鑄筒ニ而ハ、右玉目程々筒御座候得共、鉄ニて張筒右玉目程成大筒世間ニ曾無御座候、 権現様御上意ニて日本国中之被鍛冶悉御論議被為仰付候得とも、御請申上ル者無御座候、然所ニ私祖父心易御請負申上て、右大筒張立差上ケ申候、是和国大筒之張初ニて御さ候、其後此御筒紀州大納言様へ御讓被為進、于今紀州様ニ御座候、其外大坂御陳急成砌、難調御奉公数々仕上申候ニ付、其後祖父ヲ被為 御召出、御褒美其上品々難有 御上意ニて末々弥御奉公相勤申候様ニと被為 仰付候、子孫私義ニ御さ候故、于今至 御代々御目見仕来候、御暇被為下候其時分、御老中様被遊御出、自然ニハ 御上意迄も御座候、御月番之御老中様御手方黄金拝領頂戴仕候御事

堺

芝辻理右衛門

写真2「巳年九月廿一日 稻富宮内少輔書状」

尚々 御ひさだいの御筒ニ而候間、何もかる目ニ此注文之鉄目少もちがいなくかつかうよく、第一あたりつよミたい金物以下万事可被入念候、以上

一筆申入候、仍

相国様江松平山城守殿方御鉄炮御上被成候ニ

付而、様子之義拙者へ御尋被成候間、注文を以

申入候

一式挺ハ筒長サ三尺三寸

鉄目六百六匁、玉目三匁五分

棹台也

一三挺ハ筒長サ三尺壹寸

鉄目六百目、玉目三匁五分

丸台也

右五挺之御筒此外之所々者当夏兩

上様方被 仰付候御持筒注文ニ少茂不相違様ニ

可成程可被入念候、但是ハ何れもはかね筒にては無之候間、可有其心得候、乍去常之持筒方ちと被入念を鉄なときたい以来、きずふくれ出来不申様ニ、万事被入念を御鉄炮壱挺ニ五人ツ、の判切付可被申候、已来悪事有之ニ付而者各可為迷惑候、為念如此候、恐々謹言

寛六巳

九月廿一日

稻富宮内少(花押)

芝辻理右衛門様

榎並屋勘左衛門様

榎並屋九兵衛様

榎並屋勘七様

芝辻長左衛門様

人々御中

### 写真3 「御番所江差出候願書之覚」

(表紙)

「御番所江差出候願書之覚

芝辻理右衛門控」

乍恐以書付奉願上候

御鉄炮鍛冶

榎並勘左衛門

芝辻理右衛門

芝辻長左衛門

一私共儀者先祖方御鉄炮鍛冶ニ而元来榎並勘左衛門・榎並屋九兵衛・榎並屋忠兵衛・芝辻理右衛門・芝辻長左衛門右五鍛冶ニ御座候處、先年九兵衛・忠兵衛両家とも追々家名断絶仕、其後者私共三鍛冶ニ而御用向相勤来、外平鍛冶も御座候得共由緒等無御座候、私共儀者権現様三州岡崎御在城之節方御鉄炮之御用蒙仰、依之慶長十九年寅年 権現様 台徳院様大坂御陣御出馬之節、御陣所へ相詰、御鉄炮具合直并玉鑄立御用相勤、大坂落城御凱陣後二条御城江被為成、私共五人被為 召御陣中、私共働方神妙ニ被為 思召候段御褒美之蒙 御上意、其砌追而御切米御扶持等之御沙汰可被為在趣、成瀬隼人

正様方御内意御座候得共子細有之、勘左衛門儀者御内々御辞退奉申上、永ク御鉄炮御用被為仰付候得者、冥加ニ相叶難有仕合之段相願、理右衛門・長左衛門者兄弟家ニ而理右衛門江御扶持御切米被下置、其後 大納言義直卿様御付之鍛冶罷成、当時ニ至り尾張様方先規之通被 下置候、勘左衛門儀者御宛行者無御座候得共、江戸表江被召出、道三河岸ニ而屋敷地拝領仕候所、其後御用地ニ付被為 召上、所々ニ而御替地被下置候處、宝永元申年十一月類焼ニ而明地ニ罷成、夫方願之上堺江引取申候、右躰之由緒故、台徳院様・大猷院様御上洛之節者、三鍛冶共御目見献上拝領物仕、勘左衛門儀者 巖有院様御代迄参府献上物仕、御目見之上大判・御時服等拝領仕候、其砌迄者江戸表より追々御用筒被仰下、且又諸大名・御旗本様方より御詔御座候而、甚以職分繁多ニ而、私共初平鍛冶とも都合三十軒余も御座候處、追々職方手透半分も相減難有御治世故江戸表并御大名様方御詔向も無御座、漸山分御免之獵師筒又者百姓威筒張立候而已ニ而、職分相統難渋至極仕候、江戸表御鉄炮鍛冶之向者御場所柄と申御扶持等も頂戴被致候由承知仕候、私共儀者職分一向之儀ニ而、手遠ニ罷成候而者難立行、何卒先年之例を以、御用筒之分相当ニ御用奉蒙 仰度此段御憐愍奉願上候、尤明和式酉年当御役所江御断奉申上、江戸表江三人惣代罷下り御鉄炮御奉行田附四郎兵衛様・井上佐太夫様江三人之者共之由緒書を以御願申上候處、追而御沙汰可在御座旨ニ而、罷帰り其後御沙汰無御座候

一前段奉申上候通之由緒故、従往古方二条大坂御城付御鉄炮御修復之義者凡十ヶ年目ニ往古より私共江被 仰付来、大坂之分者猶其上平鍛冶之者者江私共より入札申付落札之ものニ私共之内年寄役之者壱人付添、大坂御鉄炮御奉行御役宅江罷出御用承り、其上ニ而右落札直段を以入札仕候もの共江、私共手前方細工申付出来立見改相納候仕来ニ御座候、然ル處近年大坂御鉄炮御奉行河内佐太郎様御在役中平鍛冶江直入札被 仰付候ニ付、外鍛冶方より格別下直ニ入

御聽先達而平鍛冶之者共一統被出為召、不埒之段奉受御察、当右ニ付去ル朔日私共三人被為召出向後取締之儀存寄可奉申上旨為 仰付奉畏乍恐左ニ奉申上候

一 鉄炮年寄之義者仲間取締第一之義ニ兼而差心得罷在鉄炮売買等作法も御座候而、兼々平鍛冶之ものともハ精々示方も申聞御座候得共兎角ニ近来作法を相背、自儘之取扱等仕、又者詭主之好ミニ応シ、仲間内之鍛冶銘を彫付候向も有之哉ニ風聞も御座候、尤何れも当産業之義者御武器第一不輕職分ニ御座候處、無其義却而商人売物同様之取扱ニ罷成、仲間追々衰微仕候段、甚以歎ケ敷次第第二奉存候處、此度御察当之趣者鉄炮鍛冶之者共、古来ニ立戻り候御趣意ニ而難有仕合奉存候、乍去是迄紛敷鉄炮取扱候而も可改糺鉄炮ニ目印無之、向後取締仕候ニおいては御免威筒并獵師鉄炮等老丁毎ニ目印相加へ候ハ、紛敷銘も難彫付、自然紛敷鉄炮取扱候節者取押目印之有無ニよりて、如何やうにも取締出来候儀ニ御座候、若改目印無之鉄炮取扱候を及見候ハ、職留も被為仰付候御趣意ニ御取極メ被下置候ハ、私共無油断急度取締可仕、左候ハ、自と不正之筒も無御座候、尤右ニ付而者日々鉄炮屋之者共目印更ニ罷越シ候ニ付、私共一同立会居り玉目寸尺見分之上、已前御窺上之有無相糺手元ニ目録取拵手堅取締候ニ付者、自ト携人足等も臨時ニ相懸右雜用諸賄として百姓威獵師筒何れも老丁ニ付銀老々ツ、申受度奉存候、右目印雛形左ニ

(図あり)

③ 榎並勘左衛門

② 芝辻理右衛門

① 芝辻長左衛門

右之通三鍛冶ト申目印鉄印ニ而取拵申度奉存候、尤印打所火皿掾元ニ相定申度候、

一年分百姓威并獵師筒老年分之出来高凡九百挺

斗り御座候

一 鉄炮直段之義者寛政年中ニ申合候通左ニ申上奉候

玉目式刃方三匁五分迄

一 鉄炮 長三尺五寸まで下直之所

台目通金具一ト通り

代銀百十匁

一同 中直段台中木中

象眼入

代銀百三十匁

一 地鉄巻張台木目通

代銀百六十匁

一 釧巻張下直之所

代銀百五十匁

一同 台中木中李象眼入

代銀式百八十匁

一 拾匁玉長式尺方式尺五寸迄

代銀式百五十匁

右者先達而通直段ニ御座候間、此向より決而下直ニ受取不申やう定メ置申度奉存候

一 此外ニ駒木根流ト申者一派在之候鉄炮に御座候間、直段高下難定やう奉存候

一 私共義者は迄詭受候注文者互ニ三鍛冶内方改合仕、尤古来右之姿ニ御座候間は迄通取締度奉存候

一 鉄炮荒地鉄板広ケ候節一々間違無之私共江申出候やう被為 仰付、此段奉願上候、左候ハ、前文之始末ニ而取締候ハ、乍恐行届候義哉と奉存候間、何卒此段御聞届被為成下候ハ、往古同やう之鉄炮師ニ立帰り仲間一同繁栄之基と重々難有仕合可奉存候ニ付、乍恐此段以書付奉申上候、以上

文政三歳辰年十二月

御奉行様

明レハ文政四辛巳二月朔日月次鉄炮伺ひニ勘左衛門罷出候所、明日其方共三人并仲間頭立たる者五六人召連罷出候やう仰被聞、二日右ニ付かごや・井上・田善・井川・嶋屋・榎伊右六人召連罷出候所、六人之者被召出被仰渡候やうハ、昨年取締之儀申付候所、三人方取締申出候儀も尤ニ被思

札仕、其もの江御修復被 仰付、右直段定直段

御奉行様

二御取究メ年々御修覆被 仰付鉄炮之義者御修復たり共聊手拔仕候而も甚以危き武器二御座候得者、安直段を肝要御見込被遊候而者、却而御為二不相成、且右御修復ハ由緒を以私共仕来り候處、右躰二成行候而者由緒之規模も無御座、家名二相抱相統難成歎ケ敷次第二奉存候、何卒御憐愍を以古来之通被為仰付候やう仕度、此段御沙汰被成下候様奉願上候

文政三辰年十月三日五ツ時より当御番所江三人共罷出候、尤願書御下役松永助四郎さま江内々入御覽ニ、夫方御役所江差出ス、尤御武具方伊藤吉右衛門さま御覽之上、願書其まゝニ而預り置、追而御沙汰可有御座旨ニ而罷歸り候事  
伊藤吉右衛門様  
當時御武具方

一 近来御諸家方御用向も無数、鉄炮職相統難出来、追々及古却、前段も奉申上候通、三十軒余も御座候、鉄炮鍛冶当時十五六軒斗ニ罷成候、職分

中村衛門八様  
磯貝弦十郎様  
御下役  
松永助四郎様

手透故山分御免獵師筒・百姓威筒等之分不相当之安直段ニ張立受取差出し候ものも有之、鉄炮之義者前段奉申上候通手拔等致張立候而者、土地名折ニも罷成候付、依之古来方力ためし仕、匳末無之様相試候上差出候武器ニ御座候處、右躰下直ニ張立候而者堺名産之名目ニ相抱り仲間一統衰微之基ニ可相成二付、寛政年中申合夫々直段も凡相定、銘々帳面所持仕罷在候所、近年猥ニ相成、前々仲間取定不相用様成行弥衰微仲間沽却之基ニ而、歎ケ敷奉存候、依之向後先年取極之通相守、安筒張立不差出候様、年寄役之者見改耆ケ挺毎ニ改極印を打差出候やう仕候ハ、不正之鉄炮取扱不申、極印無之筒差出シ候者ハ、御断申上職留被 仰付候やう御取締之儀も奉願上候

同十一月十一日三人之外惣仲間昨日御召ニ而今日罷出候所、近年鉄炮鍛冶共家職みたりニ相成、交易同やうの仕方共御上之御聴ニ達し不埒之事共ニ被思召、此度之御召其まゝ返すべく者共ニ不有、乍去是迄之儀者御慈悲を以御免被遊候間、已後急度取締をいたし十日之間可申出様被仰渡候事

右三ヶ条御憐愍を以御聞濟為 成下候様、御歎奉申上候外、平鍛冶ハ格別私共儀者先祖方 御公儀様御用第一之職分ニ而相統仕候處、江戸表御用者

但し今日之御役人御向ひ与力上条作右衛門様方右之次第被仰渡候事、其後此一件右上条さま之 懸りニ相成候事、右二付十一月廿一日外仲間より取締御答奉申上候處、先追而御沙汰可有儀被 仰渡候、十一月晦日井川・寫谷・田中・榎佐・嶋市五人被召出風聞御聴御叱之事  
十二月朔日三人之者被召出仲間取締之仕方存寄書付申可出旨、被仰渡候處、五日之間御猶予御願申上罷歸り候、二日、右五人之者外ニかごや・井上・田中被出召取締返とう申候、十二月五日、三人之者取締之儀申出候所、文言あしく直し候處手間取明六日取締願書預り置、追而御沙汰、願書文言左ニ

皆止ニ相成、近年大坂 御城御鉄炮御修復之分も平鍛冶へ直入札ニ相成、旁以相統難出来式百年来由緒之御蔭をもつて相統仕来候處、銘々沽却ニおよひ候躰ニ付、為御取立御助成之御手当奉願上度存候得共恐入候ニ付、格別之御憐愍を以、夫々御沙汰被為 成下候ハ、取続も出来仕候ハ、廣太之御慈悲難有仕合奉存候、以上

乍恐口上

御鉄炮鍛冶

榎並勘右衛門

芝辻理右衛門

芝辻長左衛門

文政三辰年十月三日

芝辻長左衛門  
芝辻理右衛門

榎並勘左衛門

一 近来平鍛冶共不取締ニ而古来之鍛冶を忘却仕、他国へ持出売捌等仕、交易同やう之仕方共、達



召、尚又其方共存付も随分尤ニ思召候得共、右三人ハ旧家之者共永続為致度上みニも被思召候得共、於御上み取立候筋合も無之、然ル處三人之者取締之儀者鉄炮壱丁毎ニ見改目印相加へ候ハ、紛敷儀も無之やう申出候、此儀御上ニも随分筋立尤成儀と被思召候、乍併右極印打候得者雜用等相懸候事故、仲間一統申合セ御受可申上候、右ニ付十日ひのべ御猶予願罷歸り候、其次三人被出召被仰渡候様者、冬年其方共願出し置候取締之儀今日仲間江申渡置候仲間何事を申参り候とも、相手ニ成ナ上み江任セ候やう被仰聞難有御受申上候

仲間一統二月十式日罷出候所御答も出来兼候ゆへ最三日之間御猶予願申上候、則相済罷歸り候、二月十三日天王寺屋喜八郎榎勘宅へ被参いろいと相摺ニ被参、何分極印之所御願下ケ被下候ハ、其上者御差図ニまかせ取締可仕候、四本柱ニ而勝資御座候而者、已後何とやら御互ニ氣之毒只管黒札之内取斗ひ度由度々中参り候得共、三人者御なれ御事なれ共私方ニも一旦願ひ出し候儀、今更願ひ下ケ之致方も無之候間何分上みニ而善惡之上仲間ニ能取締も御座候ハ、其方へ可付候と申切候、然ル處十五日仲間一統御役所罷出候處、極印之儀者一統不承知ニ御座候、年寄手前ニ極印ならで取締出来兼候ハ、仲間ニ壹人年寄相拵取締仕、其上拔賣等も御座候ハ、御上み方御直ノ被仰付度杯と申候由、上條さま御利解被下候書付御取上、追而御沙汰又三人十六日被召候

(付箋)

「所延刻ニ而明日十七日罷出候所、上條さま御風邪ニ而追而御沙汰二月廿二日被召出式人共罷出、理右衛門風邪ニ下宿迄罷出候所、追訴願文差出し候所よろしく御取上ケ被下候而、明日罷出候やう被仰聞候、二月廿三日罷出候所、理右衛門風邪ニ而式人出所、上條さま被仰候やうハ仲間方極印一統不承知ニ而候へ仲間間」

方書付差出し候間、何分御上み江差出し御上次第二御座候間、此分心得候やう被申候、かつ又庄三郎承り候ハ極印ハ不承知なれ共先鉄炮壱丁付壱匁ツ、之積りニ而、武家百姓威獵師筒ともニ極印料として凡年分式メ日斗内半分ハ仲間雜用又五

百匁ハ仲間積立銀殘五百匁ハ年寄手前へ差出し度願候由承り候

(付箋)

「附二月廿一日被召出候所、理右衛門風邪ニ而引籠長左衛門者他行仕、勘左衛門壹人罷出候所、極印之儀上條さま被仰候、御上みニ少々思召違も有之候間、追訴可申上候被仰聞罷歸り候、追訴願文吉川印ニ頼願書別紙ニ写」

#### 写真4 「北稻荷社屋敷ニ付芝辻理右衛門願書」

乍恐御願申上候

桜町大道芝辻理右衛門

「御当地北稻荷屋敷之儀者、元和元卯年長谷川左兵衛様御奉行之節、從

御公儀様(○六代以前之理右衛門) 拝領仕、難有奉存、代々所持仕罷有候御事

「元和五未年喜多見若狭守様御奉行之節、稻荷之社建立仕度旨御願申上候處、則被仰付候而建立仕置候御事

「元禄六酉年佐久間丹後守様御奉行之節、再興之儀御願申上候処被仰付候、往古方火燃坊主あれ是山伏共頼宮守為致置候處、折節其刻宝祥院周玉と申山伏頼宮守為致申候故、右周玉宮守為致申度旨御断申上候得者、御聞届ケ被下、右周玉と申山伏頼、宮守為致申候故、右周玉宮守為致申度旨御断申上候得者御聞届ケ被下、右周玉付置申候所、元禄十四年巳五月病死仕候ニ付、早速大坂御番所江周玉相果申候段御断申上候、追而跡役相極メ次第可申上旨御断申上候、其節者大坂御奉行太田和泉守様・松野河内守様御支配ニ而、其段御聞届ケ被下罷歸り候内、周玉弟福寿院と申山伏周玉跡之儀、其方構被申候儀ハ有之間鋪と無躰成御訴訟申上及出入ニ候處、落着仕候者、先年佐久間丹後守被申付候通り、今以相違無之候、屋鋪坊社共理右衛門所持ニ紛無之候間、此以後理右衛門心任セニ仕候様ニと被仰渡候、其後醍醐三宝院様方大坂御奉行所江御訴

有之、又出入ニ罷成候所、畢竟此節相濟ニ候者、

年寄役申付候事

三寺院様御下之山伏之儀ニ候得者、宮守之儀者

壬申 堺県庁 印

醍醐方進退可罷成候、屋鋪之儀ハ理右衛門拝領

正月

地ニ紛無之候間、左様ニ相心得自今以後御番所

江御届ケ之儀ハ何ニ不寄、先年佐久間丹後守被

写真8 「堺港波止場増築金寄附に付堺県褒賞状」

芝辻理作

申付置候通り、宮守老人ニ而者聞届ケ不申候、

其方義当堺港波戸場増築工費之内へ金六円三拾

地主理右衛門承届ケ加判致罷出候様ニと被仰

七錢五厘寄付候段、奇特之義ニ付、褒置候事

渡承知仕、其通りニ仕来り罷有候、依之醍醐方

明治十二年五月

堺県

宮守段々お届被成、是迄四代相替り申候、則宮

守幸恵代正徳元年卯十二月相撲御願之節、加印

仕真流代享保元年申十二月開帳御願之節、同■

(人)享保三年戌十一月修復御願之節、深仙代享

保八年卯六月上遷宮御願之節、凡右之通りニ私

江段々相届ケ、其上ニ而加判仕、兩人共罷出候

處、当宮守是迄一度も私方江相届ケ不被申候ニ

付、其段宮守へ遂面談委細申入候得共、其儀者

醍醐方何共不被仰渡候故、今更加判頼候儀無之

と被申候而、其儘ニ打捨テ罷有候、左様ニ御座

候而ハ、御上方参物或地子代銀杯往古方少シ茂

取来り候儀無御座、是等之儀ニ少もかかハリ申

儀ハ毛頭無御座候、拝領之屋鋪ニ紛無御座候得

共、当宮守代ニ成候而方樹木等無斷・(猥)採取被

申、或二季之祭礼之節ニも、諸商人方場錢など

取被申候儀も、此方江届ケ不被申、其上御公儀

様江諸事御断等被申上候ニも加判不仕候得者、

末々ニ至拝領屋鋪之名目も断続仕、先祖江之申

分ケ茂無御座、千万歎ケ敷奉存候、是迄之儀ハ

久敷事ニ御座候故、御役人様方ニも御替り被成

候得ハ、おのつから中絶仕候儀も可有御座哉と

乍恐奉存候、自今以後前々之通り宮守方私方江

被相届ケ候而、御断等ニも加判仕候様ニ御吟味

之上先格之通被為 仰付可被下候ハ、難有可

奉存候、以上

延享二年丑十二月七日

芝辻理右衛門印

## 写真7 「堺県庁達」

桜之町

芝辻理作

## 堺市指定文化財指定候補調書（案 2）

種別 名勝  
名称 片桐棲龍堂庭園（かたぎりせいりゅうどうていえん）  
員数 1 箇所（玄関前庭）  
所在の場所 堺区西湊町 3 丁 1-16  
所有者の氏名（名称）及び住所 個人  
面積 34.56 m<sup>2</sup>  
時代 江戸時代後期

## 解説

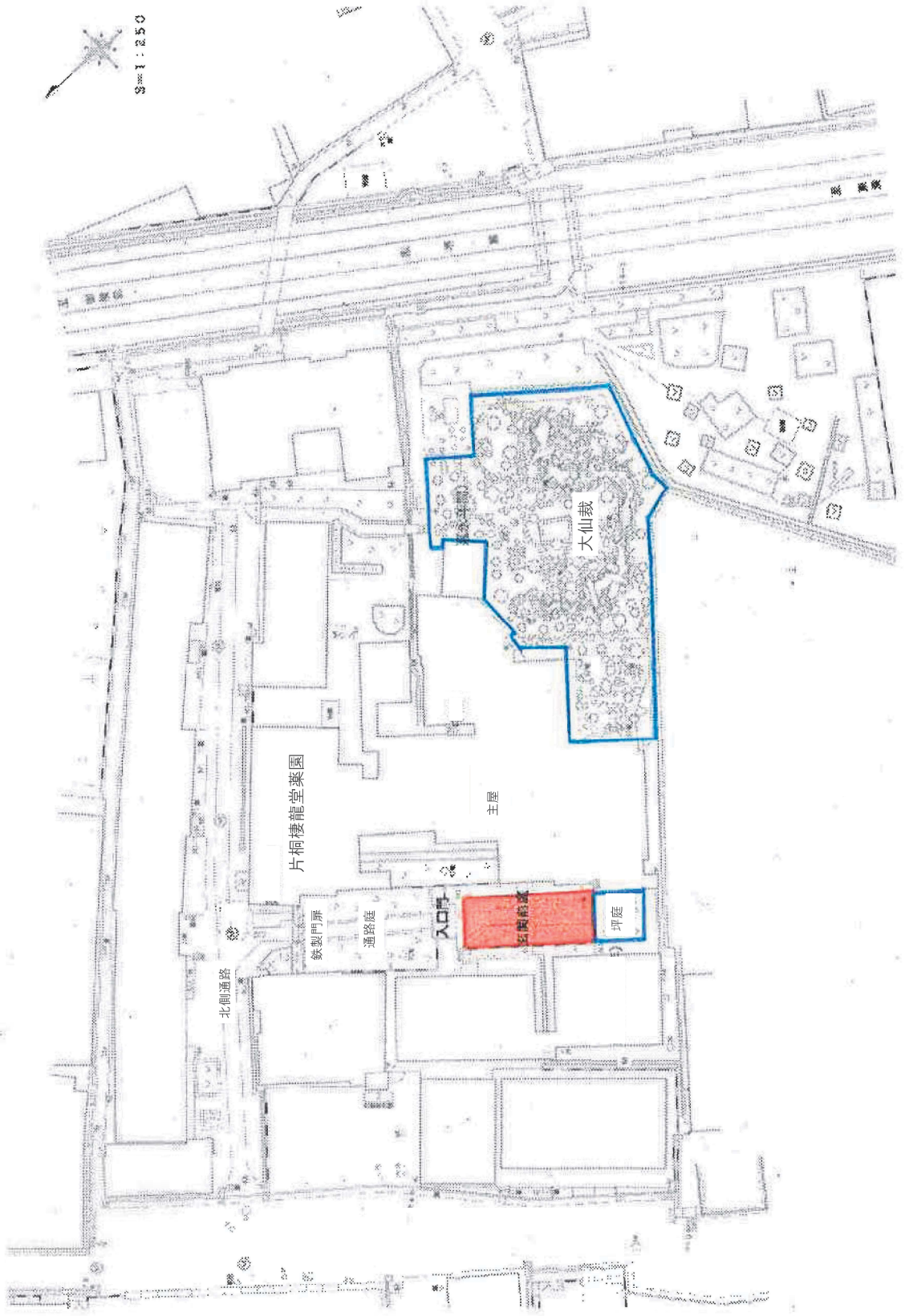
片桐棲龍堂は堺区西湊町 3 丁に所在する老舗の漢方薬専門店で、敷地内には江戸時代後期に建築された主屋をはじめとする国登録有形文化財（平成 12 年（2000）10 月登録）の建造物があり、主屋の東側には同時期に作庭されたと考えられる座敷庭（大仙栽）（面積 308.81 平方メートル）、西側には坪庭（面積 14.31 平方メートル）の庭園が設けられている。堺市旧市域は戦災に遭ったため、旧家には江戸期に遡るような庭園はほとんど現存していない。その中で、戦災を免れた西湊町地域で以上のような露地庭と推定できる庭園が現存していたことは貴重であり、堺の茶庭のたたずまいを知る上で歴史的にも重要な庭園であることから平成 22 年（2010）7 月 15 日堺市指定名勝に指定した。

令和 5 年（2023）度堺市指定名勝追加指定候補である片桐棲龍堂庭園玄関前庭の範囲は、昭和 10 年（1935）以降に改修された入口門から主屋玄関までであり、面積は 34.56 平方メートルである。

玄関前庭の主要な景観構成要素は、大谷石（軽石凝灰岩）を使用した縁石、雨水排水を考慮して水勾配加工を施した御影石（花崗岩）の敷石通路、玄関脇に現在も散水、雑用水として使用されている、御影石を井戸枠に持つ二岐釣瓶井戸、6 尺大の六角型石灯籠、及びかつての所有地であった堺区楠町・柏木町周辺に存在し、昭和 22 年（1947）の農地改革後に移設された「七反田橋」の銘を有する石橋石柱である。植栽樹木としては、ツバキ、シュロチク（江戸時代初期に中国から日本に持ちこまれた古典園芸植物）、モチノキ、バラなどが植えられている。

敷石通路及び二岐釣瓶井戸については、その形状などから片桐棲龍堂主屋と同じく江戸時代後期のものと考えられることができる。

大仙栽同様に茶庭の風情を感じさせ、風致景観の面で優秀であるため、堺市指定名勝に追加指定し、保存継承を図ろうとするものである。



追加指定候補 玄関前庭位置図



片桐棲龍堂庭園位置図（赤囲み部分）



北側通路庭より入口門、玄関前庭



南側から玄関前庭全景



雨水排水を考慮し水勾配加工した御影石の敷石



南側玄関前庭より入口門、通路庭



北側入口門より玄関前庭全景



御影石を井戸枠に持つ二岐釣瓶井戸



6尺大の六角型石灯籠





石橋石柱「七反田橋」表面



石橋石柱「七反田橋」裏面



バラン



ツバキ



シュロチク



モチノキ

## 堺市指定文化財指定調書

種別	名勝
名称	片桐棲龍堂庭園（かたぎりせいりゅうどうていえん）
員数	2 か所（座敷庭（大仙栽）・坪庭）
所在	堺区西湊町 3 丁 1 - 16
所有者	個人
法量	323.12 m <sup>2</sup> （座敷庭:308.81 m <sup>2</sup> ・坪庭:14.31 m <sup>2</sup> ）
時代	江戸時代後期

## 解説

片桐棲龍堂は堺区西湊町 3 丁に所在する老舗の漢方薬専門店で、敷地内には江戸時代後期に建築された主屋をはじめとする国登録有形文化財（平成 12 年 10 月登録）の建造物があり、主屋の東側には同時期に作庭されたと考えられる庭園が広がっている。

本庭園は、本来、二つの築山とその合間には枯滝石組が設けられ、庭の周囲には枯流れが大きく回り込む形で作られ、流れの 2 箇所到大振りの石橋を架け、沢飛びを設けて庭園景としているが、支障木の移植と飛石の据え直しを目的とした復元整備が平成 19 年に実施された際に、表土中に埋没あるいは植栽・地被類で隠れていた腰掛待合遺構、砂雪隠、2 箇所の蹲踞、飛石等が発見され、鑑賞本位の築山林泉式庭園と思われていた庭が、築山・滝・流れを配した奥山の景色の中に作られた露地の形態・構成を持った庭園であることが判明した。

現在茶室遺構は検出されていないため、その場所や形態は定かではないが、唯一残されている戦前の庭での集合写真から、待合の右手、枯流れをまたいで四阿（あずまや）風な建物があり、茶室の一部であった可能性が考えられる。

片桐家は、江戸時代後期には、茶道藪内流宗匠（家元）・六代目比老斎竹陰紹智（ひろうさいちくいんじょうち）との交流があったことが、同時代の当主肖像画賛よりうかがえ、本庭園の作庭にも関わってくる可能性が少なからず考えられる。

堺市の旧市域は戦災に遭ったため、旧家には江戸期に遡るような庭園はほとんど現存していない。その中で、戦災を免れた西湊町地域で以上のような露地庭と推定できる庭園が現存していたことは貴重であり、堺の茶庭のたたずまいを知る上で歴史的にも重要な庭園と言える。



片桐棲龍堂庭園全景（平成 22 年度指定分）